

男女共同参画基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 平成 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であつてはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であつてはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

資

料

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1) から (10) まで 略
- (11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄
(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
昭和 20 年 (1945)	●国際連合誕生 ●国連憲章採択	●婦人参政権の実現		
昭和 21 年 (1946)	●婦人の地位委員会発足	●第 22 回総選挙で初の婦人 参政権を行使 ●「日本国憲法」公布 (男女平等の明文化)		
昭和 23 年 (1948)	●「世界人権宣言」採択			
昭和 24 年 (1949)		●第 1 回婦人週間 (4月 10 日～16 日)		
昭和 47 年 (1972)	●1975 年を「国際婦人年」 に決定			
昭和 50 年 (1975)	●国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ●「世界行動計画」を採択 ●1976 年から 1985 年ま でを「国際婦人の十年」に 決定	●総理府に「婦人問題企画推 進本部」設置 ●総理府婦人問題担当室設 置 ●「婦人問題企画推進会議」 設置		
昭和 51 年 (1976)	●「国際婦人の十年」始まる (～1985 年)	●育児休業法の施行 ●民法（離婚復氏制度）改正	●「婦人問題の窓口（労政 課）」設置	
昭和 52 年 (1977)		●「国内行動計画」策定 ●「国内行動計画前期重点目 標」決定 ●国立婦人教育会館開館		
昭和 53 年 (1978)			●「長崎県婦人問題懇話会」 設置 ●「長崎県婦人関係行政推進 会議」設置	
昭和 54 年 (1979)	●「女子差別撤廃条約」採択			
昭和 55 年 (1980)	●「国際婦人の十年」中間年 世界会議開催（コペンハーゲン） ●国際婦人の十年後半期行 動プログラム採択 ●女子差別撤廃条約署名式	●女子差別撤廃条約署名	●「生きがいを育てる長崎県 の婦人対策」策定 ●「婦人問題担当企画主幹」 配置 ●「第 1 回市町村担当課長会 議」開催	
昭和 56 年 (1981)	●「ILO 第 156 号条約（家 族的責任条約）」採択 ●「女子差別撤廃条約」発効	●民法・家事審判法一部改 正施行（配偶者の相続分引き 上げ等） ●「国内行動計画後期重点目 標」決定		
昭和 57 年 (1982)			●「長崎県内職相談センタ ー」を「長崎県婦人就業援 助センター」に改組	
昭和 59 年 (1984)				●「婦人対策担当」設置（市 民生活部社会課内）
昭和 60 年 (1985)	●「国際婦人の十年」 ナイロビ世界会議開催（ナ イロビ） 「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」 (～2000 年) 採択	●「国籍法及び戸籍法」一部 改正施行（父系血統主義か ら父母両血統主義に） ●男女雇用機会均等法改正 ●女子差別撤廃条約批准	●「婦人の十年記念事業」 (1985 年 NGO フォーラム 派遣事業) ●ラジオ・ミニ講座「女あれ これ」開始 ●女性情報紙「女性ながさ き」創刊	●「婦人対策室」設置 ●「長崎市婦人問題懇話会」 設置 ●婦人意識調査
昭和 61 年 (1986)		●「男女雇用機会均等法」施 行 ●総理府に「婦人問題企画推 進有識者会議」設置	●「企画部婦人対策室」設置	●「'86 ながさき婦人のつど い」開催 ●婦人意識調査
昭和 62 年 (1987)		●「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定		●「婦人行動計画」策定 ●「市民生活部婦人対策室」 新設 ●「婦人問題の手引き」発刊
昭和 63 年 (1988)			●「長崎県女性海外研修事 業」開始	●「婦人意識調査」実施

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
平成 2 年 (1990)	●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		●「2001 ながさき女性プラン」策定 ●「企画部婦人対策室」を「企画部女性行政推進室」に改称	●「婦人対策室」から「女性行政推進室」改称
平成 3 年 (1991)		●「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ●「育児休業法等に関する法律」公布		●「企画部女性行政室」に改称 ●婦人意識調査実施
平成 4 年 (1992)	●国連環境会議	●「育児休業等に関する法律」施行 ●婦人問題担当大臣任命（内閣官房長官兼任）	●「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」策定	●長崎市女性センター開設（愛称「アマランス」） ●長崎市女性センター運営協力委員会設置
平成 5 年 (1993)	●国連世界人権会議 ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	●「パートタイム労働法」公布・施行	●「育児休業生活資金」の創設	
平成 6 年 (1994)	●「国際人口・開発会議」開催 ●1995 年から 2004 年までを「人権教育のための国連十年」とする決議を採択	●総理府の「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」に改組 ●総理府の「婦人問題担当室」を「大臣官房男女共同参画室」に改組 ●「婦人問題企画推進有識者会議」を「男女共同参画審議会」に改組	●「2001 ながさき女性プラン」第一次改定 -男女共同参画社会の形成を目指して- ●企画部参事監（女性行政担当）を新設 ●「長崎県婦人就業援助センター」を「長崎県女性就業援助センター」に改称	●情報紙「アマランス」創刊 ●女性問題意識調査実施 ●「あじさい男女平等推進プラン」策定
平成 7 年 (1995)	●第 4 回世界女性会議「行動綱領」と「北京宣言」採択 NGO フォーラム開催（北京）	●「育児休業等に関する法律」一部改正（「育児・介護休業法」に） ●「ILO156 号条約（家族的責任条約）」批准	●「企画部参事監（女性行政担当）」を「生活環境部参事監（女性行政担当）」に改組。「企画部女性行政推進室」を「生活環境部女性行政推進室」に改組 ●NGO フォーラム（北京）参加	●ながさき女性・団体ネットワーク発足
平成 8 年 (1996)		●男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」-21 世紀の新たな価値の創造- ●「男女共同参画 2000 年プラン」策定	●女性参政権行使 50 周年記念事業	
平成 9 年 (1997)		●男女共同参画審議会設置及び男女共同参画審議会令公布・施行 ●「改正男女雇用機会均等法」公布 ●「『人権教育のための国連十年』に関する国内行動計画」策定 ●「労働省婦人局」を「労働省女性局」に、「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 ●介護保険法成立 ●女性国会開催（参議院 50 周年記念）	●男女共同参画社会に向けての県民意識調査 ●日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始（平成 9 年～12 年）	●人材情報バンク設置 ●「市民生活部女性行政室」に改称
平成 10 年 (1998)		●男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」	●「男女共同参画フォーラム」開催	

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
平成 11 年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ●育児・介護休業法施行 ●改正男女雇用機会均等法施行 ●男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ●「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ●「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進を規定） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県女性問題懇話会」を「長崎県男女共同参画懇話会」に改称 委員の選任に公募制を導入 ●「生活環境部参事監（女性行政担当）」を「県民生活環境部参事監（男女共同参画担当）」に、「生活環境部女性行政推進室」を「県民生活環境部男女共同参画室」に改称 ●フジオ・ミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ●女性情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称 ●「人権教育のための国連10年」長崎県行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ながさき男女共同参画都市宣言
平成 12 年 (2000)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護保険法」施行 ●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本の方策について」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新世紀創造フォーラム」開催 ●「長崎県男女共同参画計画」策定 ●「長崎県男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「企画部男女共同参画室」に改称 ●「長崎市男女共同参画推進本部」設置
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●「人権教育のための国連10年」長崎市行動計画策定 ●「長崎市男女共同参画計画」策定
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画推進条例」施行 ●「長崎県男女共同参画審議会」「長崎県男女共同参画推進員」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市男女共同参画推進条例」制定、施行 ●「長崎市男女共同参画審議会」設置 ●「長崎市男女共同参画推進センター」に改称
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ●「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化対策基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市男女共同参画推進員」設置 ●「男女共同参画に関する調査（職業生活に関する調査）実施 ●「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（DVに関する調査）」実施
平成 17 年 (2005)	●第 49 回国際婦人の地位委員会閣僚級会議「北京 +10」開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画推進センター」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する意識調査」実施 ●「長崎市男女共同参画計画」見直し策定
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 ●「男女雇用機会均等法」改正 ●東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ●「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県 DV 対策基本計画」策定 ●「県民生活環境部参事監（男女共同参画担当）」を「県民生活部参事監（男女共同参画担当）」に改組 ●「県民生活環境部男女共同参画室」を「県民生活部男女共同参画室」に改組 ●「長崎県男女共同参画推進本部」を「長崎県男女共同参画推進会議」へ改称 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（大学生における DV に関する認識調査）」実施（市民グループ委託）

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	長崎市の動き
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 ●「県民生活部参事監（男女共同参画担当）」を「県民生活部次長」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（女性のライフプランニング支援に関する調査）」実施
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ●女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎県子育て条例」施行 ●「県民生活部男女共同参画室」を「県民生活部男女参画・県民協働課」に改組 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する調査（ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて）」実施
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> ●「育児・介護休業法」改正 ●男女共同参画会議「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次長崎県DV対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「企画部男女共同参画室」から「市民生活部男女共同参画室」に改組 ●「長崎市DVの防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 ●「男女共同参画に関する調査（DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する調査）」実施 ●長崎市DV被害者支援連絡会議設置
平成 22 年 (2010)	●国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ●「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎こども・女性・障害者支援センターに「女性支援課」を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市ドメスティック・バイオレンス等の被害者に係る住居情報を保護する措置の実施に関する要綱」施行 ●「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成 23 年 (2011)	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足	<ul style="list-style-type: none"> ●「バーブルダイヤル-性暴力・DV相談電話-」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次長崎県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎市配偶者暴力相談支援センター開設 ●「第2次長崎市男女共同参画計画」策定
平成 24 年 (2012)	●第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> ●「『女性の活躍推進による経済活性化』行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「県民生活部男女参画・県民協働課」を「県民生活部男女共同参画室」に改組 ●長崎県男女共同参画推進センター内に男性専用の相談窓口を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定
平成 25 年 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」決定 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ●「市民生活部男女共同参画室」と「市民生活部人権啓発室」を統合し「市民生活部人権男女共同参画室」に改組
平成 26 年 (2014)	●国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合（タイ）	<ul style="list-style-type: none"> ●「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ながさき女性活躍推進会議」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成 27 年 (2015)	●国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ●「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●長崎県男女共同参画推進センターの愛称を「きらりあ」に決定 	